

国名	対応
タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閉庁、受付の時間短縮等の特別措置は言及されていない。</li> </ul> <p>(5月27日付け知的財産局通達より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ感染拡大による事態により90日の期限内に出願の補正手続または証拠書類等の提出ができない場合、90日の期限内にパスポート、医師の診断書、コロナウイルスの感染地域に居住していることを示す証明書等を提出の上、延長申請することができる。</li> <li>・ 延長申請が認められた場合、90日の期限からさらに90日の延長ができる。延長申請が認められなかった場合、通知受領日から15日以内に不服申立ができる。</li> <li>・ 90日の期限内に手続および延長申請ができなかった場合、タイ知的財産局は出願取下げの通知を行う。同通知に対し出願人はその受領日から15日以内に不服申立ができ、出願人が期限内に手続を行うことができなかった事情を当局が認めた場合、出願人は通知受領日から60日間の提出期限延長ができる。</li> </ul>
フィリピン	<p>(7月18日付けIPOPHLサーキュラーNo.2020-028より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IPOPHL職員1名の感染が確認されたことに伴い、全職員を7月20日から7月24日まで在宅勤務とする。</li> <li>・ 支払い窓口および書類提出窓口を7月20日から7月27日まで閉鎖する。</li> <li>・ 7月20日から7月27日に書類提出および納付期限を迎える案件は、8月4日までその期限を延長する。</li> <li>・ IPOPHLのオンラインポータルは引き続き利用可能。</li> </ul>

国名	対応
マレーシア	<p>(マレーシア知的財産公社facebookより：5月18日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カスタマーサービス窓口を以下の日程で再開する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 本部窓口（クアラルンプール）・・・5月21日から</li> <li>- 支所窓口　・・・5月18日から</li> </ul> </li> <li>* 営業時間　午前9時から午後1時まで</li> </ul>
インド	<p>(5月4日付けインド特許意匠商標総局発表、及び現地代理人からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉庁期間を2020年5月17日まで延長する。</li> <li>・2020年3月25日から5月17日に期限を迎える案件は、2020年5月18日まで期限が延長される。</li> <li>・オンライン出願サービスは24時間利用可能。</li> </ul> <p>(5月13日付け現地代理人からの情報)</p> <p>インド国内のロックダウン中に期限を迎える案件の期限を2020年5月18日に延長する旨発表したインド特許意匠商標総局の2020年5月4日付け通知に対してIntellectual Property Attorneys Association (IPAA) がデリー高等裁判所へ請願書を提出したことを受け、デリー高等裁判所は5月11日、同局が設定した期限（2020年5月18日）を保留とする決定を下した。新たな期限は裁判所または同局から改めて通知される予定。</p> <p>(5月18日付けインド特許意匠商標総局発表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年3月15日から5月17日に期限を迎える案件の期限を、2020年6月1日まで延長する。</li> <li>・2020年5月18日以降に期限を迎える案件の期限は、延長されない。</li> </ul>
インドネシア	<p>(5月29日付けインドネシア知的財産権総局facebookより)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付業務を6月4日まで閉鎖。</li> <li>・オンライン申請は可能。</li> <li>・3月23日から6月4日に期限を迎える案件について、期限を猶予する。</li> </ul>

国名	対応
シンガポール	<p>(シンガポール知的財産庁2020年6月2日付けURLより)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書類提出の猶予期間を2020年6月4日で終了する。</li> <li>2020年4月7日から6月4日の間に期限を迎える案件は、2020年6月5日までに手続をおこなうか、延長申請をすること。</li> <li>引き続きオンラインでの手続は可能。</li> <li>対面式の面談は受け付けない。</li> <li>オンラインによる法律相談(リーガルクリニック)を引き続き実施し、その予約は電話または電子メールで受け付ける。</li> <li>2020年6月5日から、①FAXまたは紙による書類提出、②郵送による手続、③紙媒体の謄本発行、書類の証明サービスを再開する。</li> <li>特許、商標、意匠に関連する紙媒体での書類提出(郵送、クーリエ、FAX、直接)は、2020年6月5日から15日までに限り受け付ける。2020年6月16日以降はオンラインでの受付に一本化する。</li> </ul>
ベトナム	<p>(4月23日付けベトナム知的財産庁告示No.5869/TB-SHTTより)</p> <p>2020年4月24日よりハノイ本庁舎、ホーチミン支所およびダナン支所における窓口出願を再開する。オンライン出願も引き続き受け付けている。</p>
ミャンマー	<p>現在のところ特別な対応はおこなわれていない。 商標については現行の登記制度に基づき受け付けている。</p>
カンボジア	<p>現在のところ特別な対応はおこなわれていない。紙媒体およびオンラインともに申請が可能。</p>
ラオス	<p>(4月24日付け現地代理人からの情報)</p> <p>ラオス知的財産局は4月20日から開庁し、通常通り出願を受け付けている。一部の審査官は在宅勤務中。</p>
バングラデシュ	<p>(5月30日付け現地代理人からの情報)</p> <p>特許意匠商標庁は、2020年5月31日から開庁。</p>
ブルネイ	<p>(ブルネイ知的財産庁からの3月23日付け発表より)</p> <p>一時的に窓口業務を閉鎖し、書類提出、出願、支払いのみを受け付ける。</p>